

令和3（2021）年度

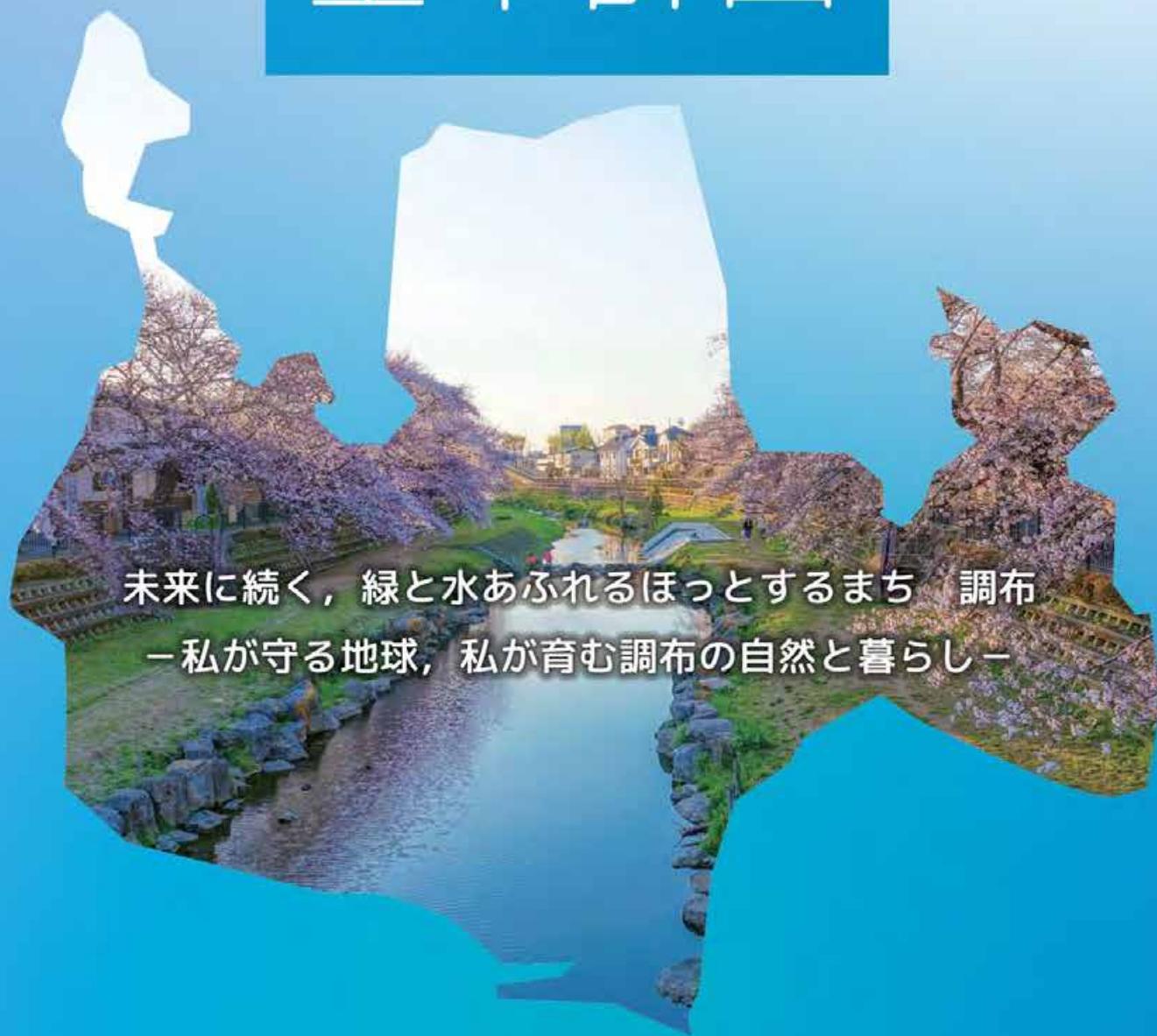


令和7（2025）年度



調布市は
「2050年ゼロカーボンシティ」
を目指しています

調布市 環境 基本計画



未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布
—私が守る地球、私が育む調布の自然と暮らし—

令和3（2021）年3月 改定



調布市

未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布

—私が守る地球、私が育む調布の自然と暮らし— の実現を目指して

調布市は、平成28(2016)年3月、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち 調布」を将来像とする「調布市環境基本計画」を策定し、これまで様々な環境施策に取り組んで参りました。



計画策定から5年が経過しましたが、この間、地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨といった自然災害が世界各地で発生し、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。令和2(2020)年6月には、環境省が政府として初めて「気候危機」を宣言しました。一方、プラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題をはじめとする新たな環境問題は社会経済活動と密接な関係にあり、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、私たちは脱炭素社会の早期実現を含む多様な環境課題の解決に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、今回、「強靱で持続可能な社会の実現に向けた取組の推進」や「新たな環境問題、経済・社会システムの変化に対応する」等の5つの視点から、計画改定を行いました。本計画では、国際社会の共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の17の目標を各施策と関連付け、体系化し、市民、企業(事業者)、学校などの多様な主体と教育、防災、まちづくり、産業・農業振興などの様々な分野を有機的につなぐことにより、複合的な視点に立って、持続可能な社会の実現に向け環境施策を展開することとしています。

計画の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着や加速するデジタル化の進展などが環境施策に及ぼす影響も見据え、様々な施策を進めて参ります。

結びに、本計画の改定に当たり、調布市環境基本計画等改定委員会及び調布市環境保全審議会の委員各位、並びに多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。調布市の豊かな自然と暮らしを守り、次世代に良好な環境を引き継ぎますよう、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 3 年 3 月

調布市長

長友貴樹

目次

第1章 基本的事項	1
1. 1 計画改定の背景.....	1
1. 2 地域の概況.....	10
1. 3 計画の概要.....	16
第2章 調布市が目指す環境の姿	18
2. 1 目指す環境の姿.....	18
2. 2 基本目標及び施策の体系.....	20
第3章 環境の保全と創造に向けた施策	27
3. 1 基本目標1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち.....	29
方針1-(1) 緑と水の保全・再生.....	29
施策1-① 緑の保全.....	29
施策1-② 水循環の回復と水環境の再生.....	32
施策1-③ 都市農地や里山環境の維持・保全.....	35
方針1-(2) 生物多様性の保全・活用.....	38
施策1-④ 生物の生息空間の保全.....	38
施策1-⑤ 多様な自然環境の活用.....	42
3. 2 基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち.....	44
方針2-(1) 美しい街並みの形成.....	44
施策2-① 景観形成の推進.....	44
施策2-② 歴史・文化環境の保全・継承.....	47
方針2-(2) 快適な空間の確保.....	49
施策2-③ まちのうるおいの創出.....	49
施策2-④ 都市美化の推進.....	51
3. 3 基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち.....	54
方針3-(1) 公害のない環境の維持.....	54
施策3-① 大気汚染の防止.....	54
施策3-② 水質汚濁の防止.....	57
施策3-③ 騒音・振動の発生抑制.....	59
施策3-④ 化学物質等の対策の推進.....	62
3. 4 基本目標4 脱炭素で循環型の社会を目指すまち.....	65
方針4-(1) 脱炭素化に向けたまちづくりの推進.....	65
施策4-① 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及.....	65
施策4-② 再生可能エネルギー等の利用推進.....	71
施策4-③ スマートシティの実現.....	74
施策4-④ 気候変動への適応.....	77

方針4-(2) 循環型まちづくりの推進.....	81
施策4-⑤ 3Rの推進によるごみの減量.....	81
施策4-⑥ ごみの適正処理.....	85
3.5 基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち.....	88
方針5-(1) 環境教育・環境学習の推進.....	88
施策5-① 環境意識の醸成.....	88
施策5-② 学びと活動体験機会の充実.....	91
方針5-(2) 連携・協働による環境保全活動の推進.....	94
施策5-③ 活動の担い手となる人材育成と活動支援.....	94
施策5-④ 様々な主体と活動の環の拡大.....	97

第4章 重点プロジェクト..... 100

4.1 重点プロジェクトの構成.....	100
4.2 重点プロジェクトの概要.....	102
プロジェクト① 市民の心の安らぎ 緑と水を守るプロジェクト.....	102
プロジェクト② みんなで目指す 環境先進都市プロジェクト.....	104
プロジェクト③ みんなが主役 環境を学んで楽しむプロジェクト.....	106

第5章 計画の推進..... 109

5.1 推進の基本的な考え方.....	109
5.2 計画の進行管理.....	112

資料編..... 115

1 調布市環境基本条例.....	116
2 計画改定の経過.....	119
3 計画改定の体制.....	120
4 調布市環境基本計画改定の基本方針.....	122
5 市民アンケート調査及び市民ワークショップ等の結果概要.....	127
6 環境指標の考え方.....	152
7 用語解説.....	158

<本文中の記号の凡例について>

§：資料編に用語解説を掲載しています。

同一ページに同じ用語が出てくる場合は、初出のものに記号を付しています。

※：用語の直後や図表の欄外に説明を掲載しています。

同一ページに複数の注がある場合は、※印の後に番号を付しています。

第1章 基本的事項

1. 1 計画改定の背景

(1) 社会情勢等の変化

市では、平成28(2016)年3月に調布市環境基本計画(計画期間:平成28(2016)年度～令和7(2025)年度)を策定し、市民・事業者・市民団体・市が一体となって、環境施策に取り組んできました。この間、環境行政をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

① 国際的な動向

国際的な動きとして、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」(SDGs[§])の達成に向けた取組が広がりを見せています。SDGsを構成する17のゴールには、「ゴール7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「ゴール12:つくる責任 つかう責任」、「ゴール13:気候変動に具体的な対策を」、「ゴール14:海の豊かさを守ろう」、「ゴール15:陸の豊かさも守ろう」、「ゴール17:パートナーシップで目標を達成しよう」など、環境分野に直接かかわるものも多く含まれており、地方自治体においても目標達成に貢献する取組を進めることが求められています。

また、地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定[§]が平成28(2016)年に発効し、温室効果ガス[§]の排出削減と気候変動による影響への対策の重要性が高まっています。



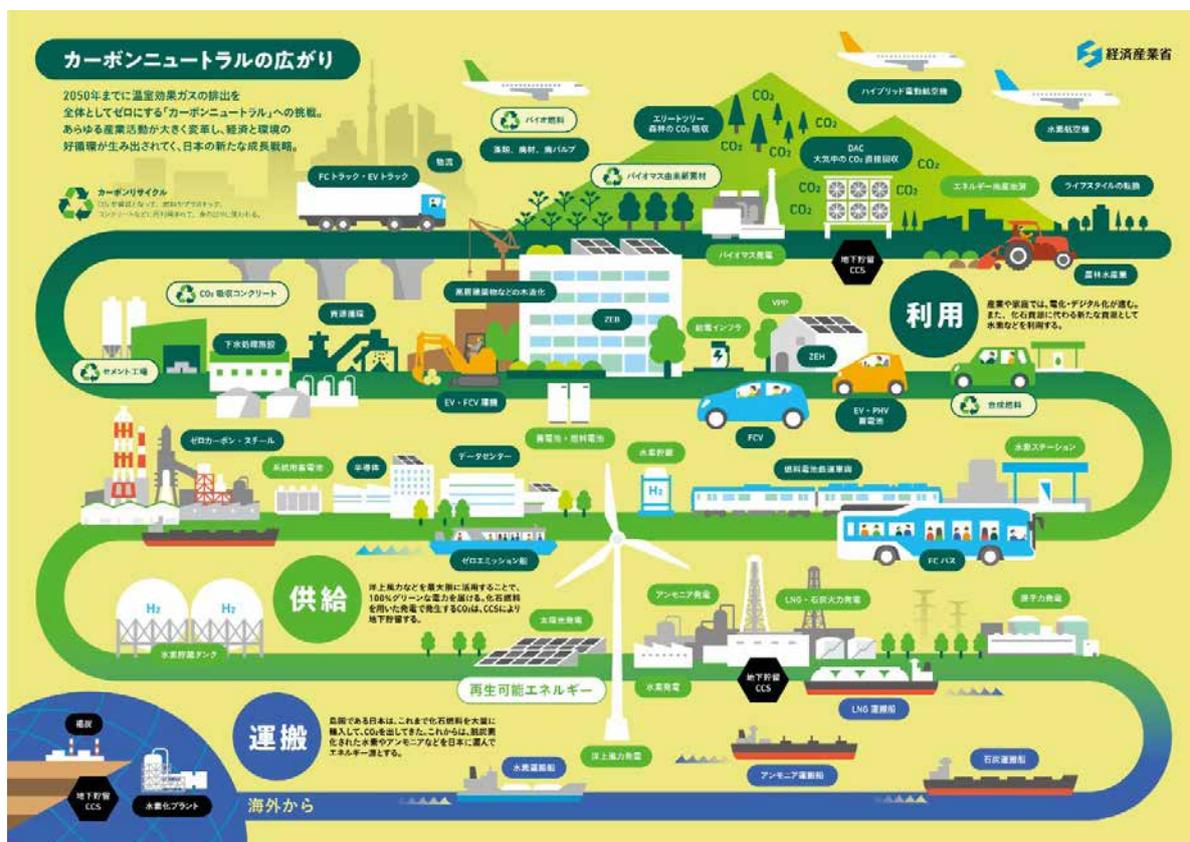
SDGsの17の目標（ゴール）

出典：国際連合広報センターホームページ

② 国及び東京都等の動向

これらの動きを背景に、国の第五次環境基本計画（平成30（2018）年4月17日閣議決定）では、SDGs⁵の考え方を活用しながら環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を進めることを目指すとともに、それぞれの地域の特性に応じて広域的なネットワークをパートナーシップにより構築していくことで地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の概念が提唱されました。

こうした国内外の動向を受け、国の「地球温暖化対策計画」、「気候変動計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」など、地球温暖化対策、気候変動による影響への適応、資源循環に関する新たな法制度や計画・方針等が示されました。令和2（2020）年10月には、内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル⁶、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け、国は令和2（2020）年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を「経済と環境の好循環」につなげていくとしています。



カーボンニュートラルの広がり

出典：経済産業省ホームページ

東京都においても、東京都環境基本計画（平成28（2016）年3月）や「ゼロエミッション東京戦略」（令和元（2019）年12月）等により新たな環境施策が示されています。

中でも、地球温暖化対策について、令和元（2019）年に東京都はこれまでの国の長期的目標から更に踏み込んだ内容である「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す脱炭素^s化」を掲げ、これまで以上に省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を進めていくとしました。さらに、令和3（2021）年1月には、東京都知事が令和12（2030）年までに都内温暖化ガスの排出量を平成12（2000）年比で50%削減、再生可能エネルギー電力の利用割合を50%程度に高めるという方針を示しました。この方針を踏まえ、東京都の長期戦略である『『未来の東京』戦略』（令和3（2021）年3月）や、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」（令和3（2021）年3月）が策定されたところです。

調布市においても、令和3（2021）年3月に市長が「2050年ゼロカーボンシティ^s」を目指すことを表明しました。今後、国・東京都と連携し、市民や事業者と協働して地球温暖化対策の取組を推進していきます。

③ 新たな環境問題、人々の意識やライフスタイルの変化

この間に新たな世界規模の環境問題として、「海洋プラスチックごみ問題」（マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響の懸念）が顕在化し、令和元（2019）年度に、G20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されるなど、国際的な対策が動き始めています。また、家庭や小売店、飲食店において、まだ食べられる食品が廃棄される食品ロス（食べられるのに捨てられている食べ物）の問題も、社会問題として注目が高まっています。

加えて、国民の意識が「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになり、大量消費・大量廃棄につながるライフスタイルを変えていく必要があることが長年指摘されてきましたが、ICT（情報通信技術）の急速な発達や企業のESG（環境・社会・ガバナンス）への取組を重視した投資の広がりなど、ライフスタイル、ビジネススタイルの変化を促す様々な技術革新や経済・社会システムの変化も生じています。一例として、環境に配慮した製品や地産地消等を積極的に選択する倫理的消費（エシカル消費）、インターネットを介して物や空間を共有し有効活用するシェアリング・エコノミーの普及が挙げられます。国では、このような取組を発展させた「Society5.0^s」の実現を目指しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、市民の暮らし方、働き方も変わりつつあります。例えば、テレワークの普及が進んだことで、事業所におけるエネルギーの使用量やごみの排出量が減る一方で、住民の在宅時間が増えるとともに、ネットショッピングや食品のデリバリーの利用が増えた住宅では、エネルギーの使用量やごみの排出量が増えるといった変化が生じています。

これらの新たな環境問題や経済・社会システムの変化を環境施策に反映し、市民や事業者の行動を促進していくことも必要です。

(2) 調布市における取組の経緯

市では、調布市環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）で定めた「豊かな緑と水や多様な生物を育むまち」、「人と環境が調和する快適で美しいまち」、「安心して暮らせる生活環境が確保されるまち」、「低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち」、「みんなの力でより良い環境を目指すまち」の 5 つの基本目標に沿って、施策を推進してきました。

本項では、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度までの主な事業の取組状況を振り返ります。

<主な事業（平成 28（2016）年度～令和元（2019）年度）>

基本目標 1 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち

◇崖線樹林地^Sの保全

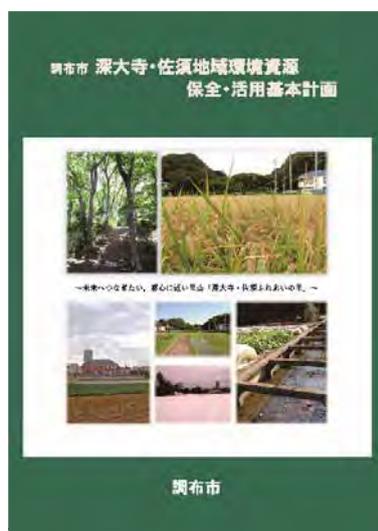
- ・崖線樹林地を保全するため、特別緑地保全地区に指定した緑地の買取等、土地の公有化を進めました。
- ・市民参加で崖線や緑地の整備・管理を進めるとともに、入間町 2 丁目緑地、深大寺自然広場の 2 箇所について市民団体を交え新たに崖線樹林地の保安全管理計画を策定しました。



崖線緑地の保全活動

◇深大寺・佐須地域の里山^S風景の維持・保全

- ・まとまった都市農地と国分寺崖線の緑が連続し、里山風景を形成している深大寺・佐須地域の環境資源を次世代に引き継ぐため、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、田畑・里山・水路などの環境を維持保全・活用する取組を進めました。



調布市深大寺・佐須地域
環境資源保全・活用基本計画



調布の里山 深大寺・佐須地域
(農のある風景ガイド)

基本目標2 人と環境が調和する快適で美しいまち

◇花いっぱい運動^sによる彩りづくり

- ・明るく潤いと安らぎのある生活空間の創出を目的として、市民協働で花いっぱい運動に取り組みました。
- ・令和元（2019）年度に開催されたラグビーワールドカップに際しては、調布・西調布・飛田給の3駅に市民参加で「おもてなしガーデン」を設置し、国内外から訪れる来場者を迎えました。



調布駅前広場「おもてなしガーデン」の設置風景

◇市民参加による美化活動の推進

- ・まちの環境美化活動を推進する活動の一環として、多摩川、野川、飛田給駅前、調布駅前において、自治会や商店会、事業所、個人などが参加するクリーン作戦^sを継続的に実施しました。
- ・「美化推進重点地区^s」等における、自治会や商店会、事業者による定期的な清掃活動の実施を支援しました。
- ・喫煙マナーや都市美化の向上を図るため、小中学生による啓発ポスターの募集等と、それらを活用した啓発を実施しました。



調布駅前クリーン作戦

基本目標3 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち

◇大気、水質、騒音・振動等に関する対策の継続的实施

- ・大気汚染物質や河川の水質の監視・測定、交通騒音・振動の調査、化学物質の適正管理に関する指導等、生活環境保全のための各種調査・対策を継続的に実施しました。

大気汚染測定局
(下石原交差点前大気測定局)

河川水質調査の様子



騒音測定の様子

基本目標4 低炭素で循環型社会の形成を目指し実現するまち

◇太陽光発電システム等の導入促進

- ・補助金交付により、住宅における太陽光発電システム等の普及を図りました。
- ・再生可能エネルギーの普及促進、停電時の電力確保、売電収益の一部を市や市域の環境施策等に活用するため、平成25(2013)年度から継続して「公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業」を実施しています。



公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業
(左：多摩川自然情報館，右：調布ヶ丘地域福祉センター)

◇暑熱対策の実施

- ・地球温暖化及びヒートアイランド現象による気温上昇を抑制し、健康被害を防止するため、調布駅前広場における遮熱性舗装[§]の整備、調布駅前広場や飛田給駅前広場等へのドライミストの設置等を行い、暑熱対策を実施しました。



調布駅前広場の遮熱性舗装



調布駅前広場に設置したミスト噴霧機能のついたパーゴラ、可搬式緑化ベンチ



飛田給駅前広場のパーゴラ及び微細ミスト

基本目標5 みんなの力でより良い環境を目指すまち

◇小中学生等への環境活動機会の提供

- ・河川や緑地などでの自然体験を通じて環境を学ぶ「調布こどもエコクラブ」、「多摩川自然情報館の月別イベント」、「食」を通じてエネルギーや地球温暖化のことを学ぶ「エコ・クッキング講座」など、子どもたちが環境について学び、活動する機会を提供しました。
- ・市の環境情報を届けるため、中学生向けの環境情報誌「みらいへつなごう～ちょうふのかんきょう～」を発行・配布しました。



調布こどもエコクラブの活動

◇幅広い市民を対象とした環境イベントの開催

- ・市民が環境を見つめ直し考える機会をつくることを目的とした「調布市環境フェア」、多摩川の自然をはじめ身近な環境を学び、体験する機会となる「多摩川自然情報館夏まつり・秋まつり」、ちょうふ環境市民会議[§]との協働による環境講座など、幅広い市民を対象とした環境イベント、講座を市民団体等と協力して実施しました。



調布市環境フェア



多摩川自然情報館 夏まつり

(3) 計画改定の視点

調布市環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）では、社会・経済情勢や環境問題の変化等が生じた際には、必要に応じて計画の見直しを行うとしていました。令和元（2019）年度には、計画期間の前期の取組成果や課題等を報告し、計画改定を進めるため、調布市環境基本計画の中間報告会を開催しました。

現在、調布市の環境行政をめぐる社会情勢等は大きく変化しています。また、上位計画である「調布市基本計画」（令和元（2019）年 5 月）、関連計画である「調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（平成 31（2019）年 3 月）を計画期間の前期に策定等をしたこと、その他の関連計画として、「調布市緑の基本計画」、「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を並行して令和 3（2021）年 3 月に策定することなどから、これらと整合を図りつつ、環境施策を展開するため、調布市環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）を改定することとしました。

調布市環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月）の改定に当たっては、計画期間の前期の取組を踏まえるとともに、次の視点に基づき計画の見直しを行いました。

<改定の視点>

① 強靱で持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する

SDGs^sや「地域循環共生圏」などの新たな概念を取り入れながら、強靱で持続可能な社会の実現に向け、様々な主体の連携により地域環境と地球環境の保全に向けた取組を推進します。また、各施策が主に関連するSDGsの目標（ゴール）を明らかにし、市、市民、企業（事業者）、学校など多様な主体の自発的な行動や協働を後押しすることにより、達成に向け貢献していきます。

② 地球温暖化対策をめぐる動向に対応する

国が成長戦略の柱としてグリーン社会の実現を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会・カーボンニュートラル^sの実現を目指すことを表明したことを踏まえ、市としても東京都の「ゼロエミッション東京の実現」の取組と連携して2050年の脱炭素社会^sの実現に向けた取組を推進します。そうしたことから、これまで基本目標4に掲げてきた「低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち」を、「脱炭素で循環型の社会を目指すまち」に改め、温室効果ガスの徹底的な削減（緩和策）を進め、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。また、顕在化する気候変動の影響軽減に向けて、適応策を強化します。

③ 新たな環境問題，経済・社会システムの変化に対応する

新たな環境問題である海洋プラスチックごみ問題や食品ロス問題等に的確に対応していきます。また，新型コロナ対策として変化が進む「新しい生活様式」や加速する「デジタルシフト」，エネルギー政策の大きな転換による産業構造や社会経済の変革など，調布市の環境に及ぼす影響を見据え，施策を進めます。

④ 調布市の特性とこれまでの取組を生かす

調布市は，多摩川や野川などの水辺，国分寺崖線の緑など，豊かな水と緑の環境に恵まれています。こうした武蔵野の原風景を残す身近な水辺，都市農地，崖線の樹林地等が一体となった里山^S環境の維持・保全の取組の推進や，公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業など，調布市の環境の特性や先進的な取組を更に伸ばしていきます。

⑤ 市民，事業者の行動を更に促進する

これまでに経験したことのない猛暑や豪雨，台風の強大化，それに伴う自然災害の発生，熱中症リスクの増加など，喫緊の課題となっている地球温暖化と気候変動，海洋プラスチックごみ，食品ロス等の環境問題の主要な原因は，市民の生活スタイル，事業者による生産・流通・廃棄等の活動の中にあります。そうした問題意識を市民・事業者と共有し，問題解決に向けた行動の促進を図ります。



伊豆諸島に漂着した海ごみ

出典：東京都「東京のポイ捨てが太平洋の海ごみになっている」令和元（2019）年



令和元年東日本台風の影響により被害を受けた多摩川児童公園内のグラウンド

1. 2 地域の概況

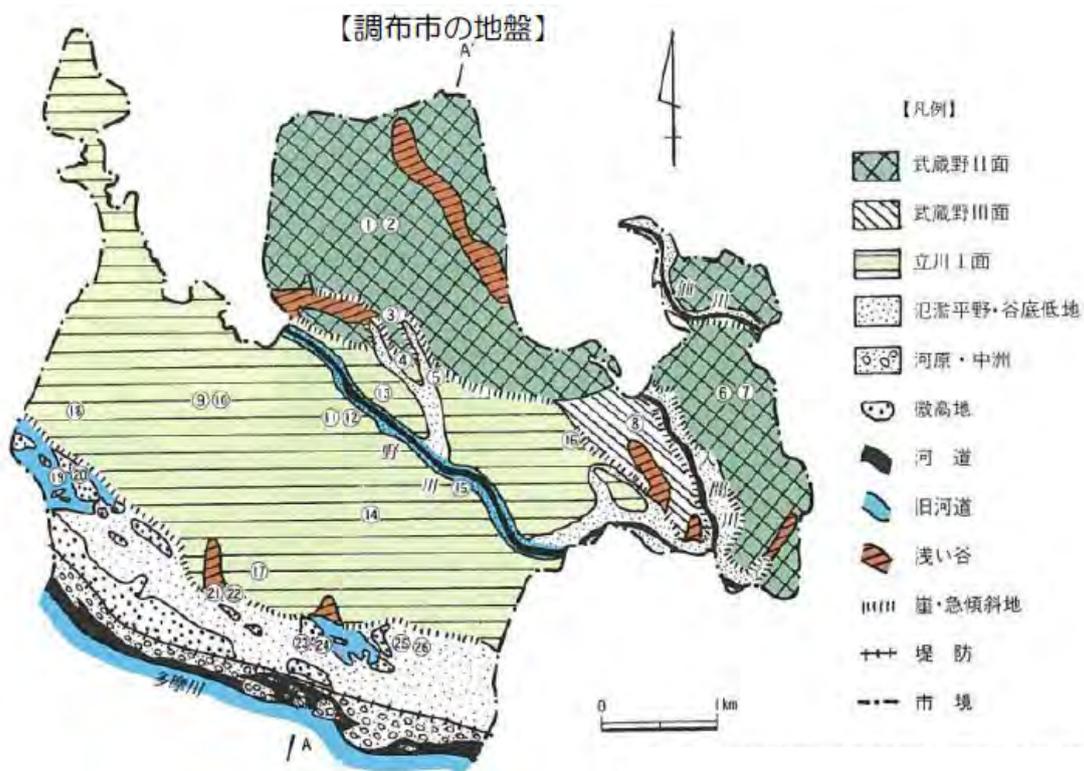
(1) 位置・地勢

調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、都心へ約20kmの距離にあります。東は世田谷区と狛江市、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接しています。

市域は、東西約7km、南北約5.7kmと東西にやや長く、面積は21.58km²で、東京都の総面積の約1%を占めています。

広大な武蔵野台地の南縁に位置する調布市の地形は、多摩川によって形成された2つの段丘（武蔵野段丘、立川段丘）と沖積低地からなり、北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川など、豊かな自然に恵まれています。

市内で最も高い所は深大寺北町6丁目付近で海拔56m、低い所は南の染地3丁目の多摩川沿いで海拔24mであり、高低差は約32mあります。この高低差の大きい面と面の境は「国分寺崖線(はげ)」と呼ばれ、崖下からは地下水が豊富に湧き出し、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川、仙川の主な水源になっています。



調布市の地盤

出典：「調布市都市計画マスタープラン改定版」(平成26年9月 調布市)

原典：「図説調布の歴史」(平成12年3月 調布市)

(2) 歴史

調布市は、昭和30(1955)年に調布町と神代町が合併して誕生しました。

旧調布町にあたる南部地域は、江戸時代において、甲州街道沿いに位置する布田五宿(国領・下布田・上布田・下石原・上石原)を中心に街並みが形成されました。一方、旧神代町にあたる北部地域は、天平5(733)年創建と伝えられる深大寺を中心とした歴史と文化を有する地域で、「厄除元三大師大祭」のだるま市が有名です。

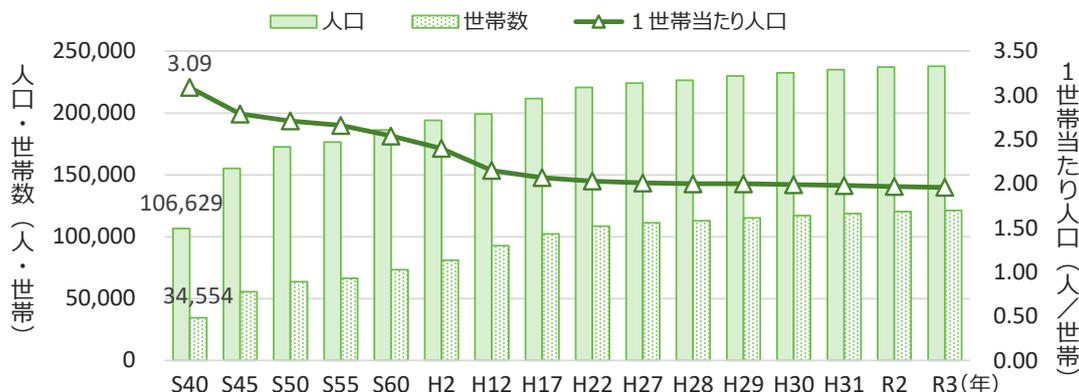
大正2(1913)年の京王線の開通とその後の延伸により、交通・商業の拠点となっていた新宿と短時間で結ばれるようになり、市域の都市化が進みました。

(3) 人口・世帯数

令和3(2021)年1月1日現在の人口は、237,815人、世帯数は121,296世帯です。

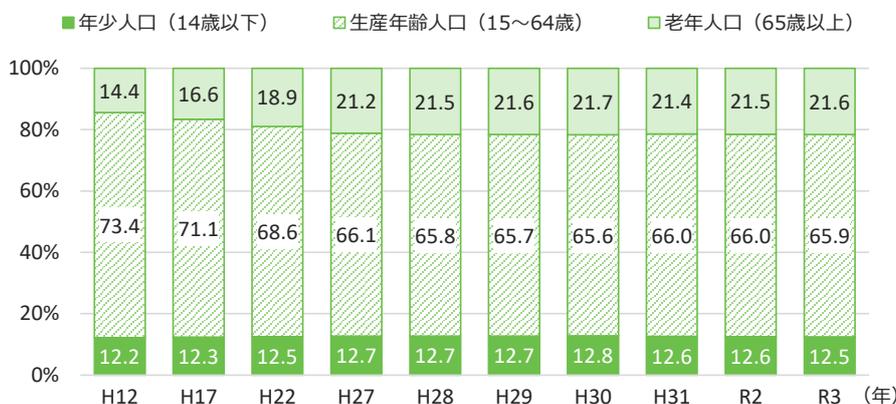
昭和40(1965)年と比較すると、人口は約2.2倍(約13.1万人増)、世帯数は約3.5倍(約8.6万世帯増)と、著しく増加しました。また、世帯数の増加により、1世帯当たり人口は、昭和40(1965)年の3.09人から、令和3(2021)年には1.96人に減少しています。

平成28(2016)年以降、6年間の年齢別人口(3区分)の推移をみると、各年代ともほぼ横ばいの状況です。



人口・世帯数の推移 (各年1月1日現在：住民基本台帳に基づく)

出典：「調布市の世帯と人口」



年齢別人口(3区分)の推移 (各年1月1日現在：年齢別人口統計表に基づく)

出典：「調布市統計書(平成31・令和元年版)」,「調布市の世帯と人口」

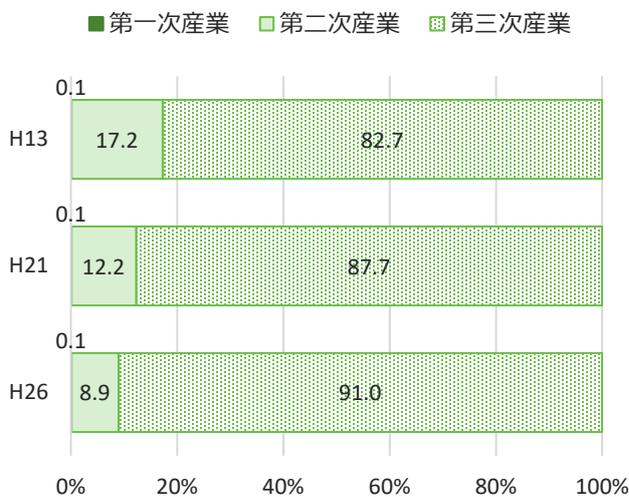
(4) 産業

平成 26 (2014) 年時点における産業従事者数は 78,827 人です。産業分類別の内訳は、第三次産業が最も多い 91.0%を占めており、続いて第二次産業 8.9%, 第一次産業 0.1%となっています。

産業別の推移を見ると、農業については、農家数、農地面積(経営耕地面積)ともに大幅に減少しており、特に平成 7 (1995) 年以降に顕著な減少がみられます。

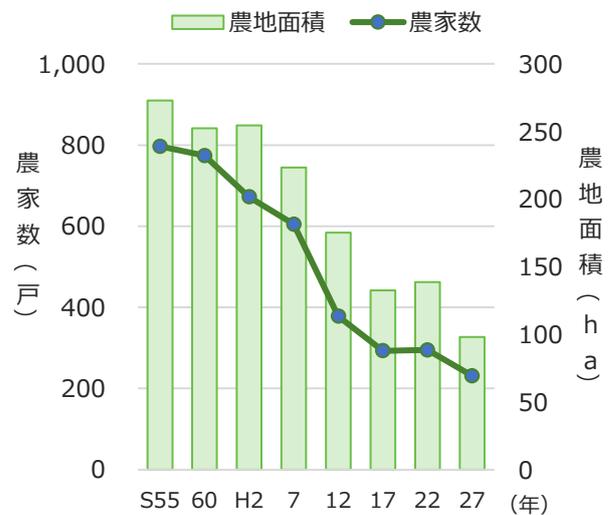
製造業については、工場数、従業者数、製造品出荷額とも、全体的に減少傾向にあります。

商業(卸売・小売業)については、年による若干の変動はあるものの、約 20 年前と比較して、商店数、従業者数、年間商品販売額とも減少しています。



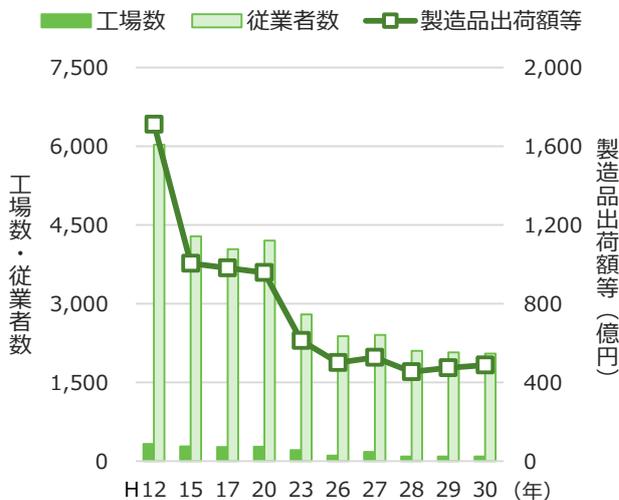
産業従事者の内訳

出典：「調布市統計書(平成 18 年版)」, 「調布市統計書(平成 26 年版)」, 「経済センサス基礎調査(平成 26 年)」



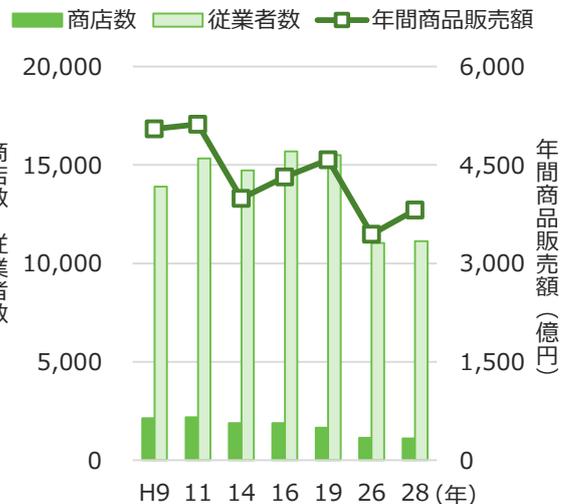
農地面積・農家数の推移

出典：「調布市統計書(平成 18 年版)」, 「2015 年農林業センサス(農林業経営体調査)東京都調査結果報告(確報値)」



工場数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典：「調布市統計書(平成 27 年版)」, 「工業統計調査」(平成 26~令和元年 東京都)



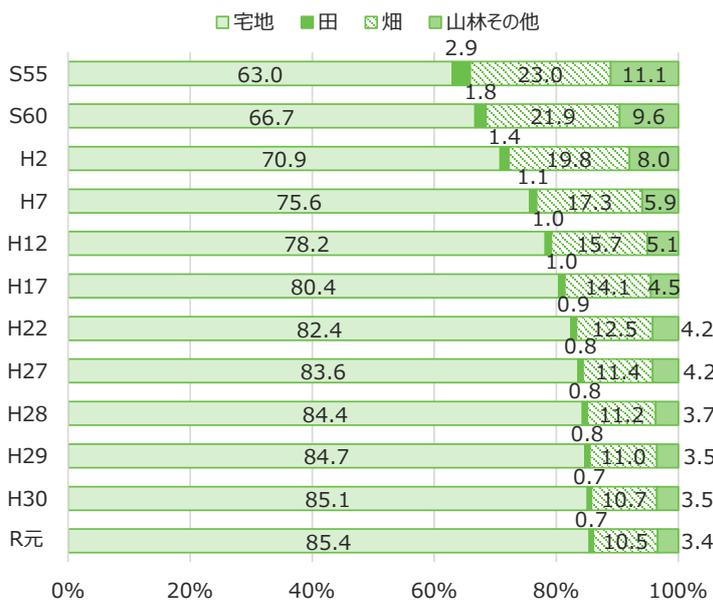
商店数・従業者数・商品販売額の推移

出典：「調布市統計書(平成 27 年版)」, 「平成 26 年商業統計調査」(東京都), 「平成 28 年経済センサスー活動調査」(総務省統計局)

(5) 土地利用

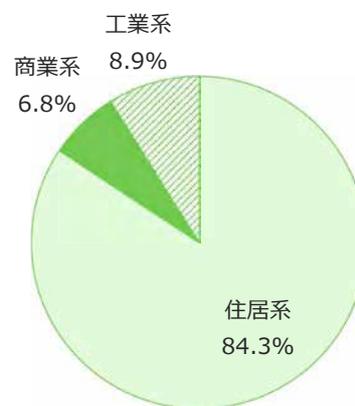
地目別土地利用面積の構成比をみると、令和元（2019）年度現在で、宅地が全体の85.4%を占めています。人口増加を背景とした宅地化により、田、畑、山林その他は減少傾向にあります。

都市計画に関しては、令和元（2019）年度末現在、多摩川の河川区域を除く2,048haが市街化区域に指定されています。用途地域の内訳は住居系が最も多く約84%を占めており、そのほかは京王線各駅周辺が商業系、調布基地跡地等の一部が準工業地域に指定されています。



地目別土地利用面積の構成比の推移

出典：「調布市統計書（平成31・令和元年版）」



用途地域の内訳

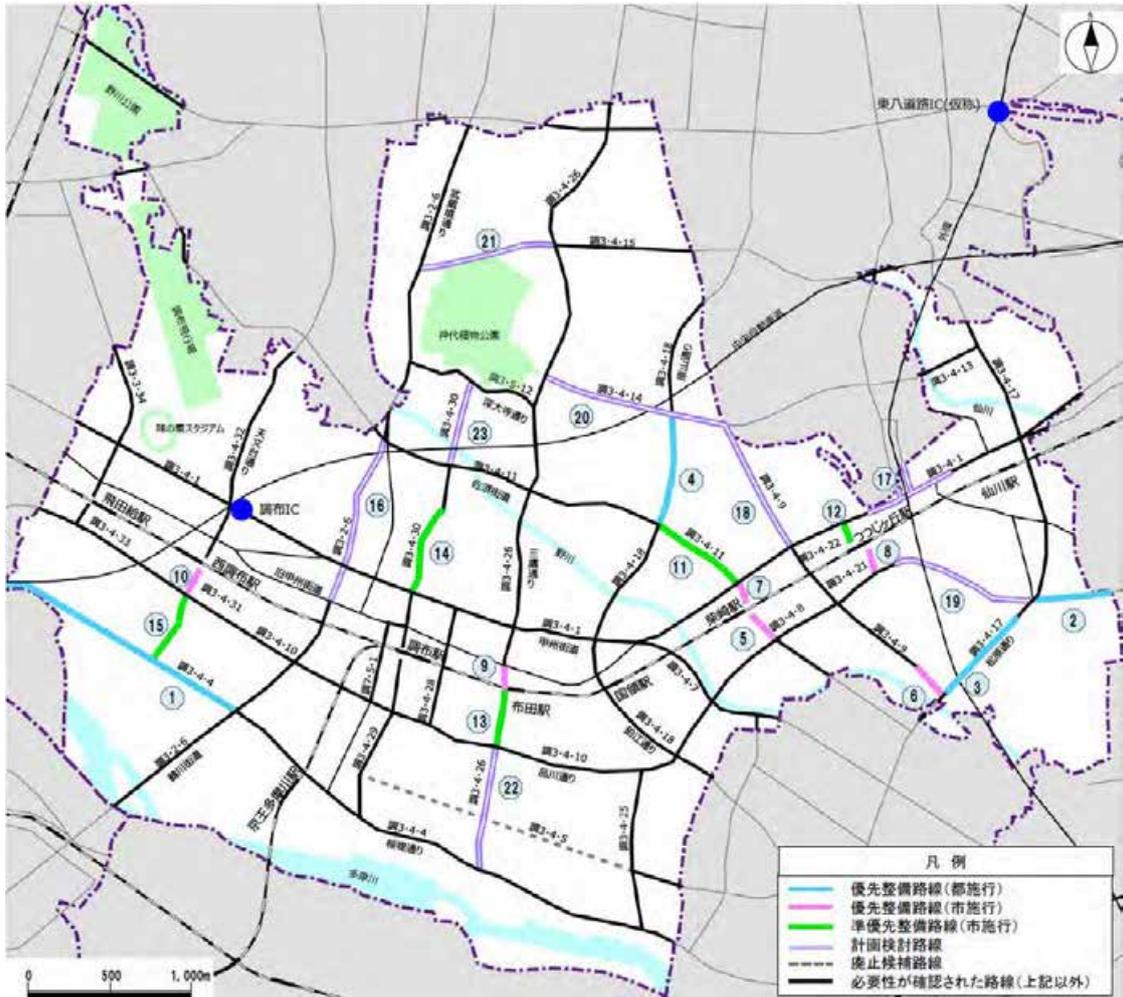
出典：「調布市統計書（平成31・令和元年版）」

(6) 交通体系

自動車交通は、市域の中央を走る国道20号（甲州街道）を大動脈として、これと並行する旧甲州街道（都道119号）や品川通り（調布都市計画道路3・4・10号）が東西を結んでいます。南北を結ぶ幹線道路には、東から都道114号、狛江通り（都道11号）、三鷹通り（都道121号）、武蔵境通り（都道12号）、鶴川街道などがあり、東西を結ぶ幹線道路とともに、市内の道路網の骨格を形成しています。また、市の北部を中央自動車道が横断しており、調布インターチェンジが国道20号と接続しています。

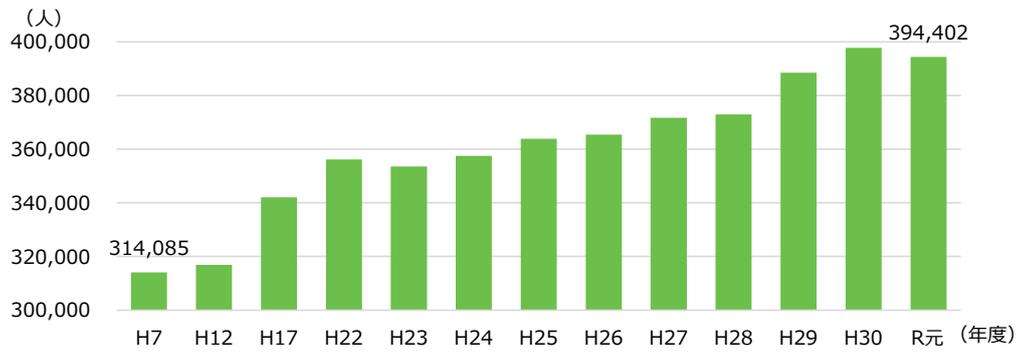
鉄道路線は、国道20号の南側を並走する京王線及び調布駅から分岐する京王相模原線が、都心と直結する主要な交通軸となっており、市内に設置された9駅の利用者数（1日平均）の合計は、令和元（2019）年度現在、約39万4千人であり、平成24（2012）年度から平成30（2018）年度まで増加が続いてきましたが、減少に転じています。

鉄道以外の公共交通機関として、小田急及び京王の路線バス、調布市ミニバス[§]3路線が南北方向、隣接市区を結ぶ重要な役割を果たしています。このうち調布市ミニバスについては、年間延べ97万人前後が利用しています。



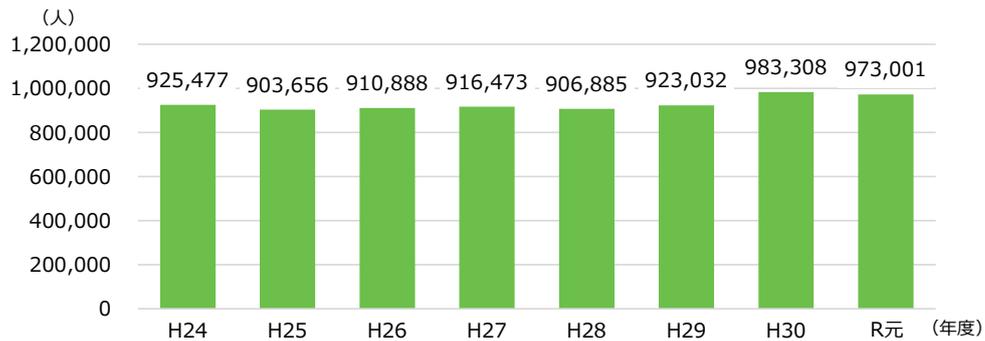
調布市の都市計画道路（広域道路整備プログラム）

出典：「調布におけるこれからのみちづくり 調布市道路網計画」



鉄道乗降人員（1日平均）の推移

出典：「調布市統計書（平成28年版）」、「京王電鉄資料」



ミニバス[※]年間利用者数の推移

出典：「調布市事務報告書」

(7) 上下水道

調布市の水道は、小作浄水場（羽村市・多摩川水系）と朝霞浄水場（埼玉県・荒川水系）からの水が、東村山浄水場を経由して送られ、調布市の地下水を加えて供給されています。

市内には、深大寺、上石原、仙川の3箇所に浄水場があり、1日当たり約6万9千 m^3 （令和元（2019）年度現在）を配水しています。

市内の下水道は、森ヶ崎水再生センター（大田区）で処理されたのち、東京湾に放流されています。

下水道の普及状況

年度	処理区域 面積 (ha)	処理区域 人口 (人)	水洗化 人口 (人)	管渠 延長 (km)
H22	1,955	221,811	221,695	547
H23	1,955	222,518	222,438	553
H24	1,955	223,220	223,144	553
H25	1,955	223,947	223,871	553
H26	1,955	224,703	224,627	553
H27	1,955	227,208	227,140	553
H28	1,955	230,865	230,799	553
H29	1,955	233,408	233,343	553
H30	1,955	235,805	235,740	553
R元	1,955	237,506	237,441	553

出典：「調布市統計書（平成26年版）」
「調布市統計書（平成31・令和元年版）」

1. 3 計画の概要

(1) 計画の目的

「調布市環境基本計画（令和3（2021）年3月改定）」（以下「本計画」という。）は、市の環境特性を踏まえ、目指す環境の将来像、計画の基本目標を示すとともに、実現するための施策、主な事業、推進体制、進行管理のあり方等を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

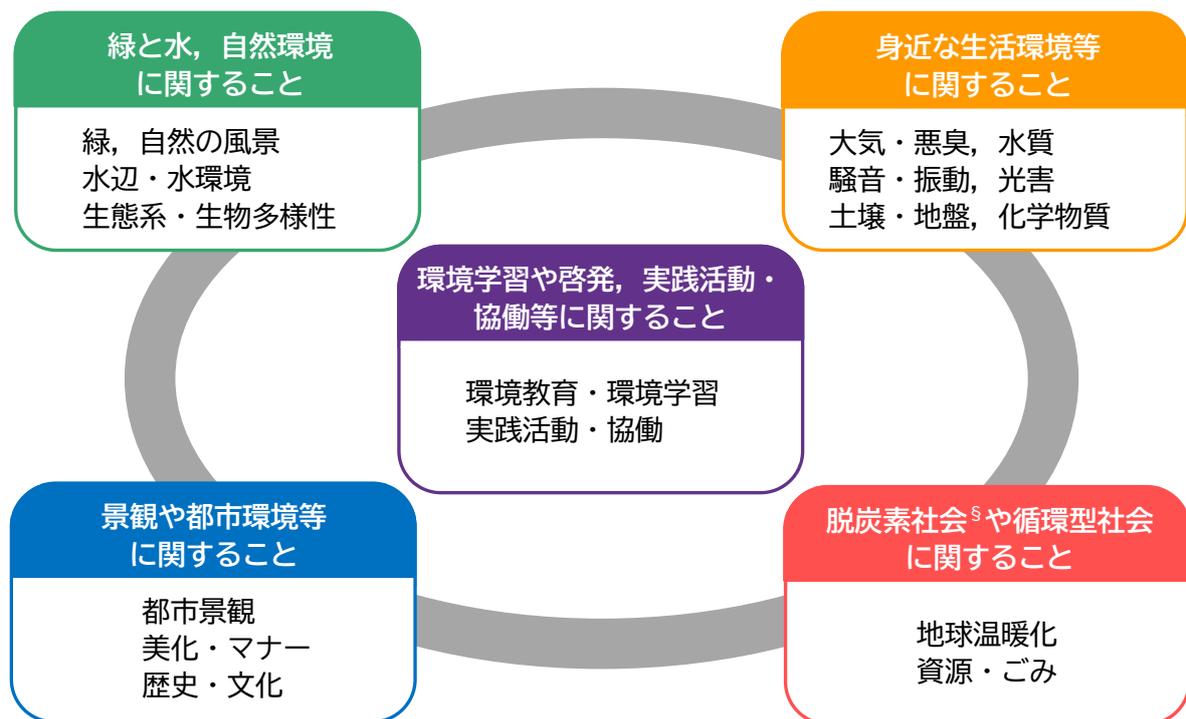
(2) 計画期間

調布市環境基本計画（平成28（2016）年3月）の計画期間は平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間であり、改定後の本計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

計画改定									
平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
計画の前期					計画の後期				

(3) 計画が対象とする範囲

身近な生活環境から地球規模の環境問題に至るまで、市が取り組む対象は多岐に及びます。本計画では、調布市環境基本条例第5条に示される範囲を基本とし、以下に示す5つの観点から、課題解決に向けアプローチしていくこととします。



(4) 計画の位置付け

本計画は、「調布市環境基本条例」第9条に基づき策定（改定）するものであり、市の最上位計画である「調布市総合計画」のもとで、環境行政におけるマスタープランとなるものです。

また、国や東京都の動向を踏まえるとともに、本計画を具体的に推進する施策と関連するその他の様々な個別計画とも整合を図ります。

